

令和7年度

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

幸 手 市

## 目 次

第1	情報公開制度の運用状況	2
1	請求件数及び処理件数	
2	公開方法	
3	実施機関別の処理件数	
4	部分公開及び非公開決定の内訳	
5	不服申立ての状況	
第2	個人情報保護制度の運用状況	5
1	個人情報ファイルの届出状況	
2	自己情報の開示等の請求件数	
3	自己情報の開示等に係る不服申立ての状況	
第3	幸手市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	6
1	審査会	
2	審査会の開催状況	

## 第1 情報公開制度の運用状況

### 1 請求件数及び処理件数

令和7年度の請求件数及び処理件数は次のとおりです。

区 分	請求 件数	処理 件数	処 理 の 内 容			
			公 開 決 定		非公開決定 (文書不存在含む)	取り下げ
			全部公開	部分公開		
公開請求	31 (42)	36 (42)	17 (22)	13 (18)	5 (2)	1 (0)

※1 ( ) 内の数は、前年度の請求及び申出の合計件数です。

※2 1件の請求で複数の文書が対象となる場合があるため、請求件数と処理件数が一致しないことがあります。

### 2 公開方法

公開（部分公開を含む。）決定したものについての公開方法の区分は、次のとおりです。

公 開 区 分	件 数
閲 覧	0
写しの交付（窓口）	16
写しの交付（郵送）	14
視 聴	0

3 実施機関別の処理件数

令和7年度の処理件数を実施機関別に分類すると次のとおりです。

実施機関及び担当課		処理件数	処理内容			
			全部公開	部分公開	非公開	取り下げ
市長	庶務課	3		2	1	
	契約管財課	1	1			
	税務課	3	3			
	くらし防災課	5	2	2	1	
	市民課	6	2	4		
	環境課	3	1	1	1	
	健康増進課	1	1			
	まちづくり事業課	1	1			
	道路河川課	3	3			
	下水道課	1	1			
水道企業		2	1	1		
議会事務局		2		1	1	
選挙管理委員会		1	1			
教育委員会		4		2	1	1
合計		36	17	13	5	1

#### 4 部分公開及び非公開決定の内訳

令和7年度に非公開又は部分公開として決定されたものの理由は、次のとおりです。

公開することができない理由		件数
条例第7条の 該当する号	法令秘情報（第1号）	0
	個人に関する情報（第2号）	11
	法人に関する情報（第3号）	4
	審議、検討又は協議に関する情報（第4号）	0
	事務又は事業に関する情報（第5号）	0
	公共の安全と秩序の維持に関する情報（第6号）	0
文書不存		5

※ 一の決定に対して該当する理由が複数の場合もあるので、処理件数とは、一致しないことがあります。

#### 5 不服申立ての状況

実施機関が行う情報の公開の可否決定については、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。審査請求があった実施機関は、幸手市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を踏まえて審査請求に対する決定を行います。

なお、令和7年度の不服申立ては、ありませんでした。

## 第2 個人情報保護制度の運用状況

### 1 個人情報ファイルの届出状況

令和5年度より各担当課などの実施機関は、その業務を行うために取得した個人情報を、電子計算機などを用いて検索を容易にし、体系的に構成した個人情報ファイルを保有する際には、個人情報ファイルの名称、利用目的、対象となる個人情報の範囲、記録される事項などを、あらかじめ市長に届け出ることになっています。

令和7年度の個人情報ファイルの届出状況は、以下のとおりです。

令和7年度の個人情報ファイル届出状況（1000人以上）

区 分	新規登録	変更登録	廃 止	登録件数
件 数	2	2	0	69

### 2 自己情報の開示等の請求件数

個人情報保護条例に基づく自己に関する情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求件数は次のとおりです。

区 分	受付 件数	処理 件数	開示決定等		不開示等	取下げ
			全部開示等	部分開示等		
開示請求	36	36	7	27	2	0
訂正請求	0	0	0	0	0	0
削除請求	0	0	0	0	0	0
中止請求	0	0	0	0	0	0
合 計	36	36	7	27	2	0

### 3 自己情報の開示等に係る不服申立ての状況

令和7年度は、自己情報の開示等に係る不服申立てはありませんでした。

### 第3 幸手市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

#### 1 審査会

審査会は、実施機関が行った情報公開制度における公開請求に対する決定又は個人情報保護制度における自己情報の開示請求等に対する決定について、審査請求があった場合に公平に審査を行う第三者機関として実施機関からの諮問に応じて審査する機関です。

審査会の委員は、学識経験者3人の委員で構成されています。

#### 審査委員

氏名	備考
満木祐子	弁護士
森田茂夫	弁護士
渡邊健二	弁護士

#### 2 審査会の開催状況

令和7年度は、不服申立てがありませんでしたので、審査会は開催されませんでした。